

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則……………（循環型社会推進課）	37
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務業務センター）	44
○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業支援課）	46
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	46
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………（農業施設管理課）	46
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	47
規 則	
北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則をここに公布する。 平成21年1月23日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第4号 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則 （趣旨）	
第1条 この規則は、北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （道外産業廃棄物の搬入事前協議）	
第2条 条例第24条第1項の規定による協議は、別記第1号様式の協議書により行うものとする。	
2 条例第24条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。	
（1）道外産業廃棄物の搬入の目的	
（2）道外産業廃棄物の荷姿	
（3）道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称及び所在地	
（4）道外産業廃棄物の排出の工程	
（5）当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法	

（6）道内において道外産業廃棄物の処理を行う者

3 第1項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）道外排出事業者等の事業の概要を記載した書類

（2）道外排出事業者等が中間処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条第3項に規定する中間処理業者をいう。）の場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証の写し又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し

（3）道外産業廃棄物の性状の分析の結果を示す書類

（4）道内において道外産業廃棄物の処理を行う者が有する当該処理に係る省令第10条の2に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し、省令第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証の写し、省令第10条の14に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し

（5）道外排出事業者等が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定に基づく北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長（以下「北海道知事等」という。）の許可を受けて道内に設置した産業廃棄物処理施設において、自ら道外産業廃棄物を処理する場合にあっては、当該施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し
（6）当該道外産業廃棄物の運搬の用に供する施設の種類及び数量を明らかにする書類（当該道外産業廃棄物の運搬を行う者が廃棄物処理法第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項又は第14条の5第1項の規定に基づく北海道知事等の許可を受け、当該許可に係る事業の用に供する施設を用いる場合を除く。）

（7）当該道外産業廃棄物の処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力を明らかにする書類（第5号に該当する場合及び当該道外産業廃棄物の処分を行う者が廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定に基づく北海道知事等の許可を受け、当該許可に係る事業の用に供する施設を用いる場合を除く。）

（8）当該道外産業廃棄物の処分を行う者（当該処分に係る廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者を除く。）が、当該道外産業廃棄物を再生利用した物を売却する場合にあっては、売却に関する計画書

（9）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 条例第24条第4項の規定による通知を受けて道外産業廃棄物の搬入を行った道外排出事業者等が、当該道外産業廃棄物の搬入の期間の終了後、引き続き道外産業廃棄物の搬入を行うため同条第1項の規定による協議を行う場合において、前回の協議の際に提出した前項各号（第3号を除く。）に掲げる書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省

略することができる。

5 条例第24条第2項第4号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 水銀又はその化合物を含む産業廃棄物を処理し、水銀を回収する施設で特殊な処理を行うものとして知事が定めるもの
- (2) 産業廃棄物の最終処分場（施設の設置者が、知事が別に定めるところにより、道外産業廃棄物の処分量の減量に関する計画を知事に提出し、その内容について知事が妥当と認めたものに限る。）

6 条例第24条第4項第2号（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）に規定する処理は、次に掲げる基準を満たすものとする。ただし、他の法令で基準が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する道外産業廃棄物の循環的な利用に伴って発生する最終処分が必要な残さの量（排ガス対策等のための添加剤等の量は除く。）の割合（以下「残さ発生率」という。）が100分の10以下であること。
- (2) 再使用の場合にあっては、施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再使用の目的で搬出される量及び当該施設内で再使用される量の和の割合（以下「再使用率」という。）が100分の90以上であること。
- (3) 再生利用の場合にあっては、施設へ搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再生品又は再生品の原料（以下「再生品等」という。）として再生利用の目的で搬出される量及び当該施設内で再生品等として再生利用される量の和（水分及び再生利用の過程において添加される物の量を除く。）の割合（以下「再生利用率」という。）が100分の70以上であること。
- (4) 熱回収の場合にあっては、道外産業廃棄物の燃焼により供給する熱量に対する道外産業廃棄物の燃焼により有効利用される熱量の割合（以下「熱回収率」という。）が100分の85以上であること。
- (5) 発電の場合にあっては、次の計算式で算出する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる熱エネルギー量に対する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる発電量の比（以下「発電効率」という。）が100分の20以上であること。

$$\text{発電効率} = 3.6 I / K L$$

（この式において、I、K及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。）

I 発電量（キロワット時）

K 道外産業廃棄物の燃焼量（キログラム／時）

L 道外産業廃棄物の発熱量（メガジュール／キログラム）

- (6) 発電と発電以外の熱利用を組み合わせる場合（以下「複合熱利用」という。）にあっては、熱回収率と発電効率の和（以下「複合熱利用率」という。）が100分の50以上であること。

7 条例第24条第4項第6号（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道外産業廃棄物の数量が、搬入しようとする道内の産業廃棄物の処理施設の処理能力に適したものであること。
 - (2) 道外産業廃棄物の性状が、搬入しようとする道内の産業廃棄物の処理施設の処理方法に適したものであること。
- （協議の内容の変更）

第3条 条例第25条第1項の規定による協議は、変更しようとする日の30日前までに別記第2号様式の協議書により行うものとする。

2 前項の協議書には、前条第3項各号に掲げる書類のうち変更しようとする内容に係る書類を添付しなければならない。

3 条例第25条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、搬入する道外産業廃棄物の数量の減少並びに次に掲げる変更で道外産業廃棄物の性状及び搬入量に変更がないものとする。

- (1) 道外排出事業者等の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）の変更
- (2) 道外産業廃棄物の荷姿の変更
- (3) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の追加又は廃止
- (4) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称又は所在地の変更
- (5) 道外産業廃棄物の排出の工程の変更
- (6) 搬入期間全体として1年を超えない範囲の道外産業廃棄物の搬入の期間の変更
- (7) 道外産業廃棄物の運搬の経路の変更（積替えを伴う運搬が追加される場合を除く。）
- (8) 当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法の変更
- (9) 生活環境の保全のために講ずる措置の内容の変更
- (10) 道外産業廃棄物の運搬を行う者の変更

4 条例第25条第3項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書を提出して行うものとする。

5 前項の届出書には、前条第3項各号に掲げる書類のうち変更した内容に係る書類を添付しなければならない。

（道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告）

第4条 条例第26条の規定による報告は、条例第24条第2項各号に掲げる施設以外の施設に搬入した道外産業廃棄物について、別記第4号様式の報告書を提出して行うものとする。

2 前項の報告は、6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における道外産業廃棄物の搬入について行わなければならない。

（道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の公表）

第5条 条例第28条の規定による公表は、道外産業廃棄物の搬入事前協議に係る道外産業廃棄物の種類ごとの搬入量及び処分の方法について行うものとする。

(身分証明書の様式)

第6条 条例第30条第2項(条例第35条第2項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記第5号様式とする。

(産業廃棄物を保管する場所の届出)

第7条 条例第31条第1項の規定による届出は、別記第6号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 保管の場所の付近の見取図
- (2) 保管の場所の区域及び面積を明らかにする平面図及び立面図
- (3) 積替え、処分等のための保管上限及び保管の高さの計算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 条例第31条第1項第2号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者が自ら設置した廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた施設で保管する場合
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合
- (3) 天災その他の特別な事情によるやむを得ない一時的な保管として知事が認めた場合

4 条例第31条第2項の規定による届出は、別記第7号様式の届出書を提出して行うものとする。

5 前項の届出書には、第2項各号に掲げる書類及び図面のうち変更した内容に係る書類又は図面を添付しなければならない。

(委託した処分の状況の確認及び記録等)

第8条 条例第32条第1項の規定による確認は、当該委託に係る産業廃棄物の処分を受託した者(以下「処分受託者」という。)がその受託した処分を行う施設において事業者自ら又は事業者の代理人(処分受託者を除く。)が実地に調査する方法により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 廃棄物処理法第12条の5第1項又は省令第8条の19に規定する場合
- (2) 省令第10条の4第3項(省令第10条の9第3項、省令第10条の16第2項及び省令第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者に処分を委託した場合

2 条例第32条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況
- (2) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況

3 条例第32条第1項の規定による記録は、第1項の方法により確認した上で、次に掲げる事項を記録する方法により行うものとする。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 確認した年月日
- (2) 確認した者の氏名
- (3) 確認の方法
- (4) 当該委託に係る処分の実施の状況
- (5) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況
- (6) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況

4 事業者は、代理人に調査させた場合にあっては、代理人から書面により前項各号に掲げる事項に関する報告を受けるものとする。

5 条例第32条第1項の規定による記録(前項の書面を含む。)は、事業者の事務所に備え置き、同条第1項の規定による確認をした日から起算して5年を経過する日までの間、保存しなければならない。

(特定施設)

第9条 条例第36条の規則で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる施設とする。

(変更)

第10条 条例第36条の規則で定める変更は、廃棄物処理法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更(廃棄物処理法第15条の2の5第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更を除く。)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)附則第5条第4項の規定により読み替えられた廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定が適用される場合にあっては、産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更(同項ただし書の環境省令で定める軽微な変更を除く。))とする。

(特定施設設置等予定者に該当しない者)

第11条 条例第36条の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者によって選定された同条第5項に規定する選定事業者(同条第4項に規定する選定事業を行う場合に限る。)
- (2) 廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者(当該認定に係る施設を設置し、又は変更する場合に限る。)
- (3) 廃棄物処理法第15条の4の4第1項の認定を受けた者(当該認定に係る施設を設置し、又は変更する場合に限る。)

(立地に配慮すべき事項)

第12条 条例第36条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道の水源となる原水へ影響を与えるおそれがないこと。

(2) 次に掲げる施設から500メートル以上離れていること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

ウ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定したもの

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設

カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターを除く。）

キ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センター

ク 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム並びに同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第5項に規定する精神障害者福祉工場を除く。）及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設

ケ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

コ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子福祉施設

サ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設

シ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設

ス アからシまでに掲げるもののほか、社会福祉事業の用に供する施設として知事が認めた施設

(3) 住宅地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。）から500メートル以上離れていること。

(4) 前号に規定する住宅地以外の場所に所在する居住者のある住宅から500メートル以上

離れていること。ただし、当該施設から500メートルの範囲内にある住宅ごとに、その住宅に居住する代表者から当該特定施設の設置等に関する合意が得られている場合は、この限りでない。

(5) 政令第7条第14号ロ及びハに掲げる施設にあっては、その埋立面積をおおむね2万平方メートル以下又はおおむね10年以内に埋立終了できる規模であること。

（周辺住民）

第13条 条例第36条の規則で定める範囲は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める距離以内の区域とする。

(1) 政令第7条第14号に掲げる施設 当該施設の開口部の端から500メートル

(2) 政令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第13号の2までに掲げる施設 当該施設から500メートル

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条並びに別記第6号様式及び別記第7号様式の規定は同年6月1日から、第8条から第13条までの規定は同年7月1日から施行する。

2 第7条第1項から第3項まで及び別記第6号様式の規定は、条例附則第4項に規定する届出について準用する。

別記第1号様式（第2条関係）

（表）

道外産業廃棄物の道内搬入に係る事前協議書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所
氏名 印
〔法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり協議します。

道外産業廃棄物の搬入の目的		
道内に搬入しようとする道外産業廃棄物	種類	
	数量	t
	性状	
	荷姿	
道外産業廃棄物を	名称	

排出する事業場又は中間処理施設	所在地 (電話番号)	()
道外産業廃棄物の排出の工程		
道外産業廃棄物の搬入の期間		年 月 日から 年 月 日まで
道外産業廃棄物の運搬の経路	経路	
	積替保管の有無	
道外産業廃棄物の処理の内容	処理の概要・工程	
	循環的な利用の区分	〔 再使用・再生利用・熱回収・発電・複合熱利用 〕
	循環的利用率	% ※算出の根拠を示すこと。
	他の法令で基準が定められている場合は、その法令の名称及び率	

(裏)

	残さ発生率	% ※算出の根拠を示すこと。	
	残さの処理の方法		
	再生品の利用の方法		
当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法			
生活環境の保全のために講ずる措置の内容			
道内において道外産業廃棄物の処理を行う者	運搬1	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地 (電話番号)	()
		北海道知事等の許可の年月日・許可番号	第 年 月 日 号
	運搬2	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地 (電話番号)	()
		北海道知事等の許可の年月日・許可番号	第 年 月 日 号

処 分	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の所在地 (電話番号)	()
	北海道知事等の許可の年月日・許可番号	第 年 月 日 号

備考

- 規則第2条第3項各号に掲げる書類を添付すること。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 「道内において道外産業廃棄物の処理を行う者」の欄のうち、「運搬1」の欄には道外産業廃棄物の道外から道内への搬入に係る運搬を行う者について、「運搬2」の欄には道外産業廃棄物の道内における運搬を行う者について記載すること。
- 「北海道知事等の許可の年月日・許可番号」の欄には、当該処理に係る許可の内容を記載すること。
- 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式（第3条関係）

道外産業廃棄物の道内搬入に係る変更協議書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所
氏名 印
〔 法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕
電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり協議します。

変更予定年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	

変 更 の 理 由	

備考

- 1 規則第2条第3項各号に掲げる書類のうち変更しようとする内容に係る書類を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式（第3条関係）

道外産業廃棄物の道内搬入に係る軽微変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕

電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第25条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 後
	変 更 前
変 更 の 理 由	

備考

- 1 規則第2条第3項各号に掲げる書類のうち変更した内容に係る書類を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式（第4条関係）

道外産業廃棄物の搬入及び処理に係る実績報告書

年 月 日

北海道知事 様

道外排出事業者等 住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕

電話番号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第26条の規定により、次のとおり報告します。

道外産業廃棄物を搬入した期間	年 月 日から 年 月 日まで
搬入した道外産業廃棄物	種類
	数量 t
道外産業廃棄物の処分先	
道外産業廃棄物の処分の内容	
循環的利用率（実績値）	〔 再利用率・再生利用率・熱回収率・発電効率・ 複合熱利用率 〕 %
残さ発生率（実績値）	%

備考

- 1 この報告は、6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における道外産業廃棄物の搬入について行うこと。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式（第6条関係）

（表）

--

第 号

証 明 書

所属
職
氏名

年 月 日生

上記の者は、北海道循環型社会形成の推進に関する条例第30条及び第35条の規定により立入検査をする者であることを証明します。

年 月 日

北海道知事 印

(写真)

交付責任者の割印

(裏)

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（抜粋）

（道外産業廃棄物の搬入又は処理に係る立入検査）

第30条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、道外排出事業者等又は受託産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を保管している場所、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（産業廃棄物の保管に係る立入検査）

第35条 知事は、第31条の規定の施行に必要な限度において、そ

の職員に、事業者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を保管している場所、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（4）第30条第1項又は第35条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

縦 120ミリメートル

横 80ミリメートル

別記第6号様式（第7条関係）

産業廃棄物保管場所届出書

年 月 日

北海道知事 様			北海道知事 様		
事業者 住所 氏名 印 〔 法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕 電話番号			事業者 住所 氏名 印 〔 法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕 電話番号		
北海道循環型社会形成の推進に関する条例第31条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			北海道循環型社会形成の推進に関する条例第31条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
保管の目的		積替え ・ 処分等			
保管しようとする産業廃棄物	種類				
	排出場所				
保管の開始予定年月日		年 月 日			
保管の場所の所在地					
産業廃棄物の保管の方法	保管の状況	屋内・屋外・その他（ ）			
	保管のための容器の使用の有無	有 ・ 無			
保管の場所の面積		㎡			
積替え又は処分等のための保管上限		㎥・t			
保管の高さ		m			
積替えのための保管の場合にあっては、当該保管の場所における 1 日当たりの平均搬出量		㎥・t／日			
処分等のための保管の場合にあっては、当該産業廃棄物の処理に係る施設の名称及び 1 日当たりの処理能力		名称（ ） ㎥・t／日			
産業廃棄物の処理の計画					
保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先					
備考					
1 規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。					
2 不要の文字は、抹消すること。					
3 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。					
4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。					
別記第 7 号様式（第 7 条関係）					
産業廃棄物保管場所変更等届出書					
年 月 日					
北海道告示第45号					
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。					

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 262台

イ パーソナルコンピュータ 18台

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期日

平成21年3月27日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項

この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の日時等

(1) 入札開始日時

平成21年2月16日（月）午前9時

(2) 入札書提出締切日時

平成21年2月17日（火）午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年2月16日（月）まで必着とする。

(3) 開札場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

(4) 開札予定日時

平成21年2月18日（水）午後3時

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成20年1月15日付け北海道告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所

電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 交付方法

(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 入札参加申請書の提出

(1) 提出の時期

電子による場合は、平成21年1月23日から2月9日までのうち、開庁日及び土曜日の午前8時から午後11時まで。ただし、同年1月23日は午前9時から、2月9日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成21年1月23日から2月9日までのうち、日曜日及び土曜日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、同年2月9日は午後3時まで。

紙による送付の場合は郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年2月6日必着とする。

(2) 提出場所

電子入札システム上及び総務部行政改革局総務業務センター

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称

北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所 在 地

郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
電話番号 011－204－5076

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 262
b . Personal Computer 18
- B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P. M., February 17, 2009
(Mailed bids must arrive no later than February 16, 2009.)
- C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北海土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成21年 1 月23日

				北海道知事 高 橋 はるみ
退 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所	
平成21. 1. 11	理 事	伊 藤 仁	美唄市字茶志内5196番地 1	

北海道告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 1 月23日

		北海道知事 高 橋 はるみ
認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名	
平成21. 1. 13	北竜土地改良区	
同	門別土地改良区	

北海道告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、雄武町を行う土地改良（雄武中央地区維持管理）事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成21年 1 月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年 1 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 函館市尾札部町1432から1435まで・1450・1451・1456
・1460・1461・2646から2648まで（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）、1439の 1、1440の 3、1466、1468

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊩ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊪ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 虻田郡洞爺湖町大原134の 7 ・137の 5 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊩ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊪ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第50号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
当別町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
平取町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

